

発委第 10 号

令和 3 年 11 月 26 日

鹿追町議会議長 吉 田 稔 様

提出者 基地対策特別委員会
委員長 埴 渕 賢 治

陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議案
上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

陸上自衛隊鹿追駐屯地における改編及び新編等についての決議

陸上自衛隊鹿追駐屯地は然別演習場を擁し、神奈川県や佐賀県よりも広大な警備地区を管轄し、第5旅団の骨幹部隊として第5戦車大隊が駐屯しており、約33.3km²の然別演習場には全国から各種部隊による演習が実施されている。

また、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（令和元年度～令和5年度）」において、北海道を始めとした国内の演習場等の良好な訓練環境の整備・活用及び自衛隊の部隊の存在が地域コミュニティの維持・活性化に大きく貢献していることから部隊の改編や駐屯地・基地等の配置に当たっては、地方公共団体や地元住民の理解が得られるよう地域の特性への配慮、あわせて地元経済への寄与、部隊組織の編成や戦車の現状（平成30年度末定数）600両から将来規模を300両とすることが定められている。

このような中、鹿追駐屯地警備地区5町で構成する「陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充促進期成会（鹿追町・清水町・新得町・士幌町・上士幌町）」では、鹿追駐屯地及び然別演習場を円滑に管理運営するにふさわしい隊員の確保と、隊員が安心して暮らせる住環境整備を要望してきたところである。

この度、防衛省から令和4年度の概算要求において、鹿追駐屯地における第5戦車大隊の1個中隊の削減と第5施設隊の1個中隊の新編を行うとともに、この改編に伴い鹿追駐屯地の定員を約340人から約330人に変更することの説明があった。

駐屯地の機能維持や広大な演習場管理の面からも、施設中隊の新編は多とするものの、今後は更なる定員の削減を行わないこととあわせて、計画の確実な実行と「定員」と「実員」における乖離を解消するよう強く求める。

以上、決議する。

令和3年11月26日

北海道鹿追町議会